

論 説

中国における地方税体系の現状と課題

——遼寧省と大連市を中心に——

曹 瑞 林

目 次

はじめに

第1節 税源配分と地方税体系および地方税の地位

1.1 中央政府と地方政府（省級政府）間の税源配分の動向

1.2 地方税体系の現状と地方税の地位

第2節 省級政府の地方税体系の現状と課題—遼寧省を中心に

2.1 遼寧省の一般会計収入

2.2 遼寧省の税収構造と地方税体系の現状

第3節 大都市政府の地方税体系の現状と課題—大連市を中心に

3.1 大連市の一般会計収入

3.2 大連市の税収構造と地方税体系の現状

おわりに

はじめに

1994年の分税制改革によって成立した中国の地方税体系は共有税の税目が多く、全税収に占める共有税のウエイトが高く、地方独立税のウエイトが小さい。また地方政府が税率の調整や地方税の創設などの自主的な地方税政策を実施する権限（課税自主権）を持っていない。現行の地方税体系は地域の経済発展と公共サービスの提供、ナショナルミニマムの保障などの政策実施に大きな影響を及ぼしている。

中国共産党第18期中央委員会第5回全体会議（2015年10月）において採択された「国民経済・社会発展「第13次5か年計画（2016-2020）」に関する中共中央の提案では、中長期的な経済社会発展の主要目標と基本理念を示した。その中には税財政システム改革の深化に関しては、「社会的公平な現代財政制度」、「税種と税収構造の改善、法律の健全化」、「中央政府の事務配分の権限と支出責任の適度な強化」、「税種の属性への配慮、中央と地方の収入配分の調整」などが明示された。

本研究では、中央政府と省級政府、大都市政府間の税源配分、地方税体系の現状について考察する。その具体的な研究課題は次の3点である。第1に、中央政府と地方政府（省級政府）の税源配分の動向と地方税体系の現状および地方税の地位を示す。第2に、遼寧省を対象に省級政府

の税収構造と地方税体系の現状および課題を明らかにする。第3に、大連市を対象に大都市政府の税収構造と地方税体系の現状および課題を明らかにする。

第1節 税源配分と地方税体系および地方税の地位

本節では、1994年分税制以降の中央政府と地方政府（省級政府）間の税源配分の動向と地方税体系の現状および地方税の地位を検討する。

1.1 中央政府と地方政府（省級政府）間の税源配分の動向

1994年分税制改革の目的の一つは、1980年代の財政請負制の下で減少してきた中央政府の税収を増加させることである。その主要内容は中央と地方政府の事務配分と支出区分、税目を国税、地方税、及び中央・地方共有税の区分、中央・地方間の税源配分、国家税務局と地方の各税務局の分離、国税と地方税の徴収システムの整備、地方政府による財政請負制の廃止、地方政府税収の減収分を補填するための税収還付措置の採用などである。この改革によって、主要な目的である中央政府の税収増加、国民経済に対する中央政府のマクロ的コントロール能力の強化が達成された。また税源配分によって地方税制が成立し、省級政府と大都市政府の財政自立性が制度上保障されているようになった。中央税収の増加は地域間の経済格差や財政力格差を是正するための財源を豊かにし、中央政府からの財政移転が経済的後進地域の省級政府の財政力の強化に繋がった。

1994年の分税制改革は、当時の歴史的条件と地方政府の既得利益への配慮から中央政府と地方（省級）政府の経費配分（事務配分）は十分に調整されなかったこと、税源配分が行われたが、地方政府は税率の調整、新しい地方税の創設、減免税措置などの自主的な地方税政策を実行するための課税自主権を持っていないため、地方税体系が十分に整備されていないこと、さらに地方政府への財政移転が規範化されていないことなど、多くの課題を残した。¹⁾

1994年の分税制改革により中央政府と省級政府との間には税源配分が行われた。これによって中央税と地方税が成立した。全租税収入に占める中央税のウエイトは分税制改革以前の1993年の20.8%から分税制改革以降の1994年の55.2%になった。1995～1999年までの間の中央税のウエイトは51～53%である。2005～2014年までの間の中央と地方（省級政府）の税源平均配分率は55：45である。

2016年には中央政府と省級地方政府の税源配分率は50.4：49.6となり、中央の税源配分率は地方のそれより0.8%大きい。中央税収の規模は、1994年の2,831.9億元から2005年の1兆6,051億元、2010年の4兆0509.3億元、2014年の6兆0035.4億元、そして2016年の6兆5,669億元へと23倍の増加である。地方税収の規模は、1994年の2,294.9億元から2005年の1兆2,726.7億元、2010年の3兆2,701億元、2014年の5兆9,139.9億元、2016年の6兆4,691億元へと28倍の増加である。地方独立税の急速な増加は、経済成長に伴う個人所得の増加、個人住宅条件の改善、都市部住宅制度の改革とそれに伴う都市部住宅の商品化、また都市化の進展により大量の農民工が都市に移動し、都市部における住宅市場が拡大し、補完的諸税である契約税（不動産取得税）や土

表1 中央と地方の税収配分の推移

(単位：億元, %, 決算)

	全租税収入		中央税収入		地方税収入		国家財政収入 (中央・地方)	財政収入対 GDP 比率
	(%)	(指数)	(%)	(指数)	(%)	(指数)		
1993	4,255.3 (100)		883.9 (20.8)		3,371.3 (79.2)		4,348.9	12.2
1994	5,125.8 (100)	(100)	2,831.9 (55.2)	(100)	2,294.9 (44.8)	(100)	5,218.1	10.8
2000	12,581.5 (100)	(245)	689.2.6 (54.8)	(243)	568.8.8 (45.2)	(247)	133,95.0	13.4
2005	28,778.5 (100)	(561)	16,051 (55.8)	(566)	12,726.7 (44.2)	(554)	31,649.2	17.0
2010	73,210.7 (100)	(1,428)	40,509.3 (55.3)	(1,430)	32,701 (44.7)	(1,424)	83,101.5	20.3
2014	119,175.3 (100)	(2,325)	60,035.4 (50.4)	(2,119)	59,139.9 (49.6)	(2,577)	140,370.0	22.1
2016	130,360.7 (100)	(2,543)	65,669.0 (50.4)	2,318	64,691.6 (49.6)	2,818	159,604.9	21.4

注：国家財政収入には国内外の債務収入が含まれていない。

出所：『中国財政年鑑』各年版により作成。

地増価税などの不動産関連諸税が急速に増加していることによる。²⁾

1994年分税制改革以降の中央・地方政府間の税源配分における中央政府の配分率は51%~55%という高い水準にあり、2016年の中央地方の配分率は50.4%に低下した。しかし、中央政府と地方政府の支出のウエイトには大きな違いがある。2016年の全国（中央+地方）公共財政支出（決算）は18兆7,755億元のうち、中央政府の分担分は14.6%（2兆7,403億元）であるのに対し、地方（省級）政府の分担分は85.4%（16兆0351億元）とかなり大きい。この比重を見ると、地方政府は85%以上の公共財政支出の事務を分担していることがわかる。一方、2016年の地方政府の自主財源は8兆7,239.3億元、地方一般公共予算収入（一般会計収入、自主財源+依存財源）14兆6,640億元の59.5%を占める。依存財源には中央政府からの税収還付と財政移転支払い及び債務収入が含まれている。2016年の地方税収額は6兆4,691.6億元であり、地方一般公共予算収入（一般会計）の44.1%である。2016年度の地方一般公共予算支出は16兆0351億元である。その不足分に相当する財源が中央政府から地方（省級）政府への税収還付と財政移転支払いによって補填されることになる。2016年度には中央から地方への税収還付と財政移転は中央一般公共財政支出全体の68.4%³⁾（2016年、決算）となっている。

都市開発、産業の発展と都市化の進展に伴い、地方政府はそれに相応しい公共サービスを提供しなければならない。それに伴い地方政府の公共財政支出の規模が拡大している。中央から地方への税収還付と財政移転は大きな役割を果たしているが、それは十分ではない。中央政府は地域間の公共サービスの均等化を図るために、とくに中西部内陸地域の省級政府に傾斜的な財政移転を行っている。しかし、中央政府から省級地方政府への専項財政移転支払（特定補助金）は一般財政移転（一般補助金）より大きな割合を占めるため、地方政府の行政活動や財政的自主性を阻害している。地方政府は財源の不足を解決するため、土地転売収入に依存し地方政府性債務が累積している。⁴⁾中央政府は集中する税収は、財政移転を通して地域間の財政力格差を是正する財源

になるとともに、中西部内陸地域の省級政府の財源を保障する役割を果たしている。

1.2 地方税体系の現状と地方税の地位

1994年分税制改革では、中央と省級政府との間、税源配分が行われたが、その後の調整を経て、2016年現在、中央独立税には、個別消費税（原語：「消費税」）、純輸入に関わる付加価値税・個別消費税、車輛購入設置税、関税、船舶トン税がある。地方独立税には、契約税（「契稅」）、不動産税（「房產稅」）、城鎮土地使用税、耕地占用税、土地増価税、車・船税使用税、煙葉税がある。また中央・地方の共有税には、（国内）付加価値税（原語：「増値稅」（中央53.9%、地方46.1%、2016年、以下同様））、サービス消費税（原語：「營業稅」（地方88.6%、中央11.6%））、企業所得税（中央64.9%、地方35.1%）、個人所得税（中央60%、地方40%）、印紙税（「印花稅」（中央56.6%、地方43.4%、印紙税のうち、証券取引税は1250.5億元（中央の印紙税分に相等）））である。都市維持建設税（地方96.2%、中央3.8%）、資源税（地方96.7%、中央3.3%）がある。⁵⁾

2016年にはサービス消費税から付加価値税への統一によって、中央と地方における付加価値税とサービス消費税の配分率には大きな変化が生じている。2016年の付加価値税の配分について中央は53.9%、地方は46.1%となっている。これは94年分税制改革以降、実施してきた中央75%、地方は25%の配分より大きな調整があったことが分かる。2016年の付加価値税の地方分は従来の25%前後から2016年の46.1%へと高くなった。

またサービス消費税については、2014年のサービス消費税の地方分は98.7%、中央分は1.3%しかなかった。1994年分税制以降のサービス消費税は、実質的な地方独立税の地位を保持してきたが、この両税の統一によって2016年のサービス消費税の地方分は従来の98%以上のウエイトから2016年の88.4%へと低下した。これはサービス消費税（營業稅）から付加価値税への統一により効果が出てきたといえる。そのほか、企業所得税の配分率について中央は64.9%で4.9%高くなった。⁶⁾

「表2」で示されるのは現行の中央税体系と地方税体系である。2016年の全租税収入は13兆360億元である。中央独立税の全税収に占める割合は12.4%であり、そのうちの個別消費税（国内）は同7.8%、純輸入にかかる付加価値税・個別消費税は同0.5%、関税は同2.0%、車輛購入設置税は同2.1%、船舶トン税は同0.04である。

2016年の地方独立税は全税収に占める割合は12.1%であり、そのうちの契約税（不動産取得税）は同3.3%、不動産税は同1.7%、城鎮土地使用税は同1.7%、耕地占用税は同1.6%、土地増価税は同3.2%、車船使用税は同0.5%、煙葉税とその他は0.1%である。土地不動産関連諸税は全税収の11.5%を占める。⁷⁾

2016年の中央・地方共有税の全税収（130,360億元）に占めるウエイトは、75.5%（4兆0712億元、100%）であり、そのうち、付加価値税は同31.2%である。付加価値税の中央分は54%、地方分は46.1%である。2016年のサービス消費税は全税収に占めるウエイトは8.8%で、2014年のそれより6.1%低下した。そのうちの中央分は11.6%で、地方分は88.4%である。今まで98%以上の割合で実質的な地方独立税の性格を持っていたサービス消費税の地方分は2016年の配分率からみると、約10%下がっていることがわかる。

2016年には、企業所得税が全税収に占めるウエイトは22.1%で、中央分は65%、地方分は35%

表2 2016年の中央税体系と地方税体系

(単位：%，決算)

国 税 (中央税)	中央独立税（全租税収入（中央+地方）に占めるウエイトは12.4%，以下同様）
	1) 個別消費税（消費税）（7.8%） 2) 純輸入にかかる付加価値税・個別消費税（0.5%） 3) 関税（2.0%） 4) 車輛購入設置税（2.1%） 5) 船舶トン税（0.04%） ----- 共有税の中央分（同38%、） 1) 付加価値税（増値税）（地方との配分率53.9%，以下同様） 2) サービス消費税（営業税）（同11.6%） 3) 企業所得税（同64.9%） 4) 個人所得税（同60%） 5) 印紙税（同56.6%） 6) 都市維持建設税（同3.8%） 7) 資源税（同3.3%）
地方税	地方独立税（全租税収入（中央+地方）に占めるウエイトは12.1%）
	1) 契約税（契税）（3.3%） 2) 不動産税（房産税）（1.7%） 3) 城鎮土地使用税（1.7%） 4) 耕地占用税（1.6%） 5) 土地増価税（3.2%） 6) 車船使用税（国内）（0.5%） 7) 煙葉税（0.1%） ----- 共有税の地方分（同37.5%） 1) 付加価値税（増値税）（46.1%，中央との配分率，以下同様） 2) サービス消費税（営業税）（88.4%） 3) 企業所得税（35.1%） 4) 個人所得税（40%） 5) 印紙税（43.4%） 6) 都市維持建設税（96.2%） 7) 資源税（96.7%）

注：中央独立税と地方独立税の数値は全税収に占めるウエイトであり、『中国財政年鑑』2017年版による。純輸入にかかる付加価値税・個別消費税は、純輸入にかかる付加価値税・個別消費税—輸入品への課税分と輸出還付の差額分（1兆2,784.59億元—1兆12,154.48億元）であり、この630.11億元、同0.5%を加えると、消費課税は全租税収入の53.5%（6兆9,698.65億元）である。また共有税の中央分と地方分にある数値は共有税の中央地方間の配分率である。

である。個人所得税が全税収に占めるウエイトは7.7%で、中央は60%，地方は40%である。印紙税は税収全体の1.7%で、そのうちの56.6%は証券取引印紙税であり中央分となっている。残りの43.4%の印紙税は地方分である。都市維持建設税は同3.1%であり、そのうちの96.2%は地方分、3.3%は中央分である。資源税は全税収に占めるウエイトは0.7%で、そのうちの地方分は96.7%、中央分はわずかの3.3%である。

上述した地方税体系の分析から次のことが整理できる。第1に、現行の中国の税体系は共有税を中心としている。2016年には全税収に占める共有税の割合は75.5%に達している。そのうち、共有税の中央分は37.9%で、共有税の地方分は37.5%となっている。

第2に、地方税体系は地方独立税と共有税の地方分からなる。2016年に地方独立税が全税収に

占める割合は12.1%で全税収に占める共有税の地方分の割合は37.5%である。この意味からみると、中国の地方税体系は共有税中心であると言える。

第3に、中央税は中央独立税と共有税の中央分からなる。2016年の中央独立税が全税収に占める割合は12.4%で全税収に占める共有税の地方分の割合は38%である。中国の中央税も共有税中心となっている。

第4に、地方独立税の比重が低く、普遍性、安定性と応益性などの地方税原則に基づく地方税体系として、財産保有税である家屋税が地方税となっていない。

第5に、現在、『地方財政法』、『地方税法』のような法律がまだ整備されていない。「集権分散型財政システム」の下で、共有税の立法権だけでなく、地方税の立法権も基本的に中央政府にある。すなわち、中央政府は政府間の財政権（支出と課税の権限）配分の主導権を持ち、地方政府は税率の調整、新しい地方税の創設、減免税措置などの課税自主権を持っていない。現行の租税制度において、全国人民代表大会および全人代常務委員会が制定した法律は、『個人所得税法』、『企業所得税法』、『車船税法』、そして「税収徴収管理法」の4つである。現行の税法の大部分は国務院が制定した条例などの公文書である。有効な財政権の配分は地方政府に税種の創設、税率の決定権限を付与することによって、地域の住民への適切な公共サービスの提供が可能になる⁹⁾。地方税源が十分ではないため、財源を確保するために各地方政府は料金徴収を乱用する結果になっている。また中央政府に税収立法権が集中しているので、地方政府は租税によって地域経済を調整しコントロールするという役割を十分果たすことができないという指摘もある¹⁰⁾。

第2節 省級政府の地方税体系の現状と課題—遼寧省を中心に

2.1 遼寧省の一般会計収入

遼寧省は、大連、瀋陽、鞍山、撫順、本溪、丹東、錦州、葫蘆島、營口、鉄嶺、朝陽市などの14の地級市および44の県域（17県級市、19県、8自治県）からなる。2016年の遼寧省の常住人口は4,377.8万人であり、そのうちの都市部人口は2,949.3万人（全体の67%）、農村部人口は1,428.5万人（同33%）である。2016年の遼寧省のGDPは2兆2,037億元であり、そのうちの第1次産業は域内GDPの9.9%（2,173億元）、第2次産業は同38.6%（8,504億元）、第3次産業は51.5%（11,360億元）である。第1次、2次産業は対前年比で減速している。遼寧省の1人当たりGDPは54,745元（2017年）である。

2016年の遼寧省の一般会計収入（依存財源+自主財源）は7,326.6億元であり、一般会計支出は7,326.6億元である¹¹⁾。遼寧省の一般会計収入は遼寧省政府が自身で調達できる自主財源、および中央政府から配分される財源と地方政府の債務収入などの依存財源から構成される。自主財源には地方税と税外収入がある。依存財源には税収還付と財政移転（中央政府補助収入）、地方政府の債務収入、その他がある¹²⁾。「表3」で示されるのは遼寧省の財源構造の最新動向である。それは次の4点に整理できる。

第1に、遼寧省の自主財源は東北三省にある吉林省と黒竜江省両省より相対的に高い。遼寧省の2016年の一般会計収入（自主財源+依存財源）の規模は7,326.6億元である。地方税を中心とす

表3 遼寧省の一般会計収入 (2015-2016年)

(単位: 億元, %, 決算)

	2015	2016
一般会計収入 (億元) (%)	7,004.76(100)	7326.68(100)
一、自主財源 (%)	2,127.39(30.4) (100)	2,200.49(30.0) (100)
1. 地方税	1,650.45(23.6) (77.6)	1,687.45(23.0) (76.7)
2. 税外収入	476.94(6.8) (22.4)	513.04(7.0) (23.3)
1) 専項収入	161.04(2.3)	152.91(2.1)
2) 行政事業性料金収入	112.80(1.6)	131.80(1.8)
3) 罰金及び没収収入	76.64(1.1)	77.94(1.1)
4) 国有資本経営収入	22.99(0.3)	19.03(0.3)
5) 国有資源(資産)有償使用収入	87.45(1.3)	85.18(1.2)
6) その他の収入	16.01	16.06
二、依存財源 (%)	4,877.37(69.6)	5,126.19(70.0)
中央政府補助収入	1,924.99(27.5)	2,125.24(29.0)
地方政府債務収入	1,709.07(24.4)	1,909.65(26.1)
前年繰越金	470.56(6.7)	309.68(4.2)
その他 (調入資金, 調入予算安定調節資金等を含む)	772.75(11.0)	781.62(10.7)

出所: 『中国財政年鑑』2016年版, 2017年版により作成。

る自主財源の比率は一般会計収入の30.0% (2,200.4億元) を占める。地方税は一般会計収入の23.0% (1,687.4億元) である。2016年の地方税のウエイトは自主財源の76.7%を占める。吉林省の2016年の自主財源は一般会計収入に占めるウエイトは29.0% (1,263.78億元) であり、黒竜江省は同20.9%である。¹³⁾2016年の遼寧省の一般公共財政収入 (自主財源) は2,200.4億元であるのに対し、一般公共財政支出は4,577.4億元である。差額は2,376.9億元である。この差額は中央政府からの財政移転と地方政府一般債務収入で埋められる。¹⁴⁾

自主財源と地方税の規模は省級政府の財政的自立性の基礎となり、また公共サービスや社会保障の財源の豊かさを反映する。遼寧省は地方税の規模が大きく財政的自立性が高いので、その地域の教育、社会保障などのナショナルミニマムの水準が保障されている。2016年の遼寧省の一般公共財政支出のうち、教育・文化・科学支出は17.2% (780.2億元)、社会保障と雇用および住宅保障は35.1% (1,607.2億元)、都市農村社区支出は8.6% (392.7億元)、交通運輸は4.1% (188.3億元) を占め、国民生活とかかわるこれらの経費は遼寧省の一般公共財政支出全体の65%に達している。¹⁵⁾

しかし、否定できないのは、近年の中国経済の減速の影響を受けて、とくに中国の重化学工業地域であり国有経済のウエイトの高い遼寧省は2014年から経済成長が減速している。これは省の財政収入と税収にも反映されている。¹⁶⁾しかし、社会保障と雇用、医療衛生費は財政支出におけるウエイトが高い。

第2に、中央政府から遼寧省への財政移転が相対的に低い。2016年には、遼寧省に対する財政移転額は2,125.2億元で省政府財政収入の29.0%を占める。これは吉林の43.7%、黒龍江の51.1%より低い。¹⁷⁾遼寧省は2003年以降、東北地域従来型工業基地振興戦略と国有企業改革の深化に伴

表4 遼寧省の税収構造 (単位：億元 (%), 決算)

	2015	2016
地方税収(億元)(%) 1)	1,650.45(100)	1,687.45(100)
四税合計 (A+b+c+d)	1,065.16(64.5)	1,088.84(64.5)
①付加価値税	286.17(17.3)	534.57(31.7)
②サービス消費税	471.30(28.6)	238.91(14.2)
③企業所得税	235.26(14.3)	238.68(14.1)
④個人所得税	72.43(4.4)	76.68(4.5)
補完的諸税	585.29(35.5)	598.58(35.5)
⑤城鎮土地使用税	125.41(7.6)	125.20(7.4)
⑥契約税	105.05(6.4)	100.25(5.9)
⑦不動産税	82.37(5.0)	84.10(5.0)
⑧耕地占用税	15.07	14.97(0.8)
⑨土地増価税	46.14(2.8)	60.08(3.6)
⑤～⑨不動産関連諸税	374.04(22.7)	384.6(22.8)
⑩資源税	37.63(2.3)	29.85(1.8)
⑪都市維持建設税	117.56(7.1)	124.28(7.4)
⑫印紙税	25.98(1.6)	27.51(1.6)
⑬車船税	28.81(1.8)	31.28(1.9)
⑭煙葉税	1.08	0.92
⑮その他税収収入	0.19	0.16

出所：『中国財政年鑑』2016年版，2017年版により作成。

い、国有企業から削減された従業員の社会保障負担や農村地域における義務教育¹⁸⁾、基本医療保障の水準を向上させるため、中央政府からの財政移転が増加したことが見られる。

第3に、依存財源である「財政部代行発行地方政府債権収入」が2014年以降、「地方政府債務収入」として編入、管理されるようになった。2016年の遼寧省の地方債務収入は省一般会計収入の26.1% (1,909.6億元)¹⁹⁾を占める。

2.2 遼寧省の税収構造と地方税体系の現状

遼寧省は1994年の分税制実施以降、中央政府との間で税源配分が行われている。2016年の遼寧省の税収構造について、主要税である付加価値税、サービス消費税、企業所得税、個人所得税4税の税収は省税収全体の64.5% (1,088.8億元)を占める。また城鎮土地使用税、契約税、不動産税、耕地占用税、土地増価税の不動産関連5税は同22.8% (384.6億元)²⁰⁾を占める。遼寧省の地方税体系の現状は次の3点に整理できる。

第1に、遼寧省の地方税体系は地方独立税と共有税の地方分からなる。中央から遼寧省へ配分された共有税の地方分の比重が高い。2016年の共有税の地方分である付加価値税(省税収全体に占めるウエイトは31.7%)、サービス消費税(同14.2%)、企業所得税(同14.1%)、個人所得税(同

表5 2016年の遼寧省の地方税体系

(単位: %, 決算)

地方税 (地方独立税+共有税 の地方分)	地方独立税 (省税収全体に占めるウエイトは, 24.7%)
	1) 城鎮土地使用税 (7.4%) 2) 契約税 (5.9%) 3) 不動産税 (5.0%) 4) 耕地占用税 (0.8%) 5) 土地増価税 (3.6%) 6) 車船税 (1.9%) 7) 煙葉税及びその他税収収入 (0.06%)
	共有税の地方分 (省政府分) (省税収全体に占めるウエイトは, 75.3%)
	1) 付加価値税 (増値税) (省税収全体に占めるウエイトは31.7%) 2) サービス消費税 (営業税) (同14.2%) 3) 企業所得税 (同14.1%) 4) 個人所得税 (同4.5%) 5) 印紙税 (同1.6%) 6) 都市維持建設税 (同7.4%) 7) 資源税 (同1.8%)

注: 共有税の地方分と遼寧省政府独立税の数値は『中国財政年鑑』2017年版による。

4.5%), 都市維持建設税 (同7.4%), 印紙税 (同1.6%), 資源税 (1.8%) の7税の税収が省税収全体に占める割合は75.3% (1,270.4億元) に達している。²¹⁾ 遼寧省の一般会計収入に占める地方税の割合は23.0%である。これは東部沿海地域の省級地区のそれより低い。それは遼寧省が重化学工業地域として長年計画経済システムの影響を大きく受け、過剰生産能力の問題が存在し、国内消費が伸びていないためである。経済の減速は遼寧省の税収にも反映されている。東北三省の吉林省と黒龍江省の地方税の割合は遼寧省のそれより低い。それぞれ20%と15%にとどまっている。²²⁾

第2に、共有税の地方分である付加価値税及びサービス消費税の中央・地方間の配分の変化に言及する。今まで付加価値税 (増値税) は従来の75%前後のウエイトで中央へ配分され、地方 (省級政府) への配分率は25%前後であったが、2016年には、共有税である付加価値税の遼寧省への配分は省税収全体の31.7% (534.5億元) に達している。これは2015年の同17.3% (286.1億元) より14.4%高い。またサービス消費税 (営業税) は地方独立税の役割を果たしてきたが、2016年にはサービス消費税の遼寧省への配分は省税収全体の14.2% (238.9億元) に低下した。これは2015年の同28.6% (471.3億元) より14.4%下がった。これは、サービス消費税 (営業税) から付加価値税への統一によるものである。この両税の統合によって遼寧省の両税の税収額は2015年のそれより16億元の共有税の地方分の税収増加となった。企業所得税と個人所得税の60%が今までと同様に中央に配分されている。

第3に、2016年には、遼寧省の税収全体 (共有税の地方分+地方独立税) に占める地方独立税の割合は24.7% (630.94億元) であり、そのうちの不動産関連諸税は384.6億元で省政府の地方税に占める割合は22.8%である。2016年の遼寧省の不動産関連諸税の割合は吉林省と黒龍江省のそれと比べて若干低いが、その絶対額は吉林、黒龍江の2省のそれより多い。高い地位を占める契約税 (不動産取得税) は6%台、城鎮土地使用税は7%台である。これは1998年以降の都市部住宅の商品化と大都市の不動産市場の拡大に伴って契約税などの資産課税の地位が高くなったことで

ある。遼寧省の独立税である不動産関連諸税が高いことは省内にある大都市の不動産価格が高く不動産市場が旺盛であることを示す²³⁾。また個人住宅の保有段階にある不動産税（日本の固定資産税）が課税されていない。

上述の分析から遼寧省の税収構造と地方税体系の現状は次のように整理できる。地方税を中心とする遼寧省の自主財源は東北三省にある吉林省と黒竜江省のそれより相対的に高い。また吉林・黒龍江両省より中央政府から遼寧省への財政移転が相対的に低い。遼寧省は地方税の規模が大きく財政的自立性が高いので、その地域の義務教育、公共サービスや社会保障などのナショナルミニマムの水準を保障している。教育・文化・科学、社会保障と雇用、住宅保障、都市農村社区支出、及び交通運輸などの国民生活とかかわる経費は遼寧省の一般公共財政支出全体の65%に達している。国有経済の比重の高い遼寧省では、社会保障と雇用、医療衛生費は財政支出におけるウエイトが相対的に高い。

遼寧省の地方税体系は地方独立税と共有税の地方分からなる。中央から遼寧省へ配分された共有税の地方分の比重が高い。2016年の共有税の地方分であるの付加価値税、サービス消費税、企業所得税、個人所得税を中心とする共有税の地方分は遼寧省地方税収全体に占める割合は75.3%に達している。共有税の地方分である付加価値税とサービス消費税の中央・地方間の配分には変化が見られている。付加価値税の遼寧省への配分は省税収全体の31.7%に達している。これは2015年の同17.3%より14.4%高い。サービス消費税（営業税）は地方独立税の役割を果たしてきたが、2016年にはサービス消費税の遼寧省への配分は省税収全体の14.2%に低下した。これは2015年の同28.6%より14.4%下がった。

遼寧省の税収（共有税の地方分+地方独立税）に占める地方独立税の割合は24.7%であり、そのうちの不動産関連諸税は省政府の地方税に占める割合は22.8%である。これは大都市の不動産価格が高く不動産市場が旺盛であることを示す。個人住宅の保有段階にある不動産税（日本の固定資産税）が課税されていない。

第3節 大都市政府の地方税体系の現状と課題—大連市を中心に

3.1 大連市の一般会計収入

大連市は東北三省において最も発展した港湾都市、経済規模の最大商工都市である。2016年に対外開放度の最も高い地域である遼寧自由貿易実験区（大連）が国务院より承認された。大連市は遼寧省の14の地級市の1つであり、全国5つの計画単列都市の一つで副省級都市でもある。大連市の戸籍人口は593.6万人（2015年）である。大連市のGDP総額は7,731.6億元（2015年）、対前年比4.2%の増加、遼寧省全体（2兆9,843億元）の25.9%を占める。大連市の一人当たりGDPは110,673元（17,769米ドル、2015年）であり、遼寧省の（65,521元、10,520米ドル、2015年）の1.6倍である。また大連市の工業生産額は3,107.2億元、遼寧省（13,382億元）の23.2%を占める。大連は遼寧省で経済的に最も発展している地域である²⁴⁾。

大連市の一般会計収入は大連市政府が自身で調達できる自主財源、および依存財源、つまり中央政府および遼寧省政府から大連へ配分される財源、および地方政府債務収入などから構成され

表6 大連市の一般会計収入（2015-2016）

（単位：億元，%，決算）

	2015	2016
一般会計収入（億元）（%）	1,252.64(100)	1,312.42(100)
一、自主財源（%）	579.91(46.3)(100)	611.9(46.6)(100)
1. 地方税	473.10(37.8)(81.6)	486.62(37.1)(79.5)
2. 税外収入	106.81(8.5)(18.4)	125.28(9.5)(20.5)
1) 専項収入	37.95(3.0)	38.46
2) 行政事業性料金収入	19.67(1.6)	23.23
3) 罰金及び没収収入	27.32	27.14
4) 国有資本経営収入	0.65(0.05)	1.44
5) 国有資源(資産)有償使用収入	18.42(1.5)	19.32
6) 政府住宅基金収入	—	13.84
7) その他の収入	2.80	1.84
2. 依存財源（%）	672.73(53.7)	700.52(53.4)
中央政府補助収入	137.17(11.0)	161.36(12.3)
地方政府債務収入	165.39(13.2)	267.65(20.4)
前年繰越金	100.97	80.87
その他（調入資金、調入予算安定調節資金等）	203.44	11.84
省政府から計画単列都市への補助収入	65.76(5.2)	75.81(5.8)

出所：『中国財政年鑑』2016年版，2017年版により作成。

る。自主財源には地方税と税外収入がある。依存財源には財政移転（中央政府補助収入+遼寧省政府からの補助収入）、地方政府の債務収入、その他の収入がある。ここで2点を説明しておきたい。一つは、大連市は全国5つの計画単列都市の一つであるので、税源配分は中央政府との間で行われるが、同時に遼寧省政府からも財政移転²⁵⁾を受けている。

「表6」は、大連市の一般会計収入を示すものである。その特徴は大きく分けて次の3点到整理できる。

第1に、大連市は遼寧省のみならず、東北三省においてもその財政規模と財政的自立性が高い都市である。大連市の地方税の規模は大きい。これは大連市の公共サービスや社会保障財源の充実さに反映される。2016年の大連市の一般公共財政収入は611.9億元であるのに対し、一般公共財政支出は870.28億元で差額は258.38億元である。この差額は中央政府からの財政移転と地方政府一般債務収入で埋められる。

2016年の大連市の一般公共財政支出のうち、教育・文化・科学支出は16.3%（138.4億元）、社会保障と雇用および住宅保障は30.7%（266.3億元）、都市農村社区支出は16.9%（147.4億元）、交通運輸は2.5%（21.7億元）を占め、国民生活とかかわるこの4大経費は市の一般公共財政支出全体の66.4%に達している²⁶⁾。

大連市は計画単列都市として経済力も財政力も遼寧省において最も豊かな都市である。2016年の一般会計収入（自主財源+依存財源）の規模は1,312.4億元である。地方税を中心とする自主財源の比率は一般会計収入の46.6%（611.9億元）である。これは遼寧省の自主財源の30%より

(2,200.4億元) 16.6%高い。大連市の地方税は一般会計収入の37.1% (486.6億元) で遼寧省の同23% (1,650.4億元) より14.1%も高い²⁷⁾。

第2に、一般会計収入における中央政府から計画単列都市である大連市への財政移転のウエイトは遼寧省のそれより低い。2016年には中央政府から大連市への財政移転額は161.3億元、大連市の一般会計収入の12.3%を占める。この割合は中央から遼寧省への財政移転の29%より16.7%低い。遼寧省政府からの財政移転を含めて合計で18.1%である²⁸⁾。

第3に、2016年には大連市の地方債務収入は、市一般会計収入の20.4% (267.6億元) で遼寧省の同26.1%より低い。大連市における地方政府債のうち、一般地方債と専項地方債に分けられる。地方債の発行は市人民代表大会（議会相当）の承認を必要とする²⁹⁾。

3.2 大連市の税収構造と地方税体系の現状

大連市は計画単列都市として1994年の分税制実施以降、中央政府との間で税源配分が行われている。2016年現在の大連市の税収構造についてであるが、まず主要税である付加価値税、サービス消費税、企業所得税、個人所得税の4税は大連市税収全体の67.5% (328.4億元) を占める。また城鎮土地使用税、契約税、不動産税、耕地占用税、土地増価税の不動産関連5税は同19.7% (95.9億元) を占める³⁰⁾。

大連市の地方税体系の現状と特徴は次の3点に整理できる。第1に、大連市の地方税体系は地方独立税と共有税の地方分からなる。中央から大連へ配分された共有税の地方分の比重が高い。2016年の共有税の地方分である付加価値税（市税収全体に占めるウエイトは31.6%）、サービス消費税（同13.9%）、企業所得税（同15.6%）、個人所得税（同6.4%）、都市維持建設税（同7.9%）、印紙税（同1.9%）、資源税（1.5%）の7税の税収が大連市の地方税収全体に占める割合は78.8% (368.09億元) である。

第2に、共有税の地方分である付加価値税とサービス消費税の中央・地方間の配分には大きな変化がある。大連市は中央政府との間で税源配分が行われるので、付加価値税（増値税）は従来の75%前後のウエイトで中央へ配分されてきたが、2016年の大連の税収構造を見ると、付加価値税の大連市への配分は大連市全税収の31.6% (153.8億元) に達している。これは2015年の同17.3% (81.6億元) より14.3%高い。またサービス消費税（営業税）は実質的な地方独立税の役割を果たしてきたが、2016年にはサービス消費税の大連市への配分は市税収全体の13.9% (67.6億元) に低下した。これは2015年の同31.1% (147.05億元) より17.2%下がった。これは、2012年に交通運輸、郵政、鉄道、電信および一部のサービス業において試験的にサービス消費税（営業税）から付加価値税へ統一されたことによるものである。この両税の統合によって大連市の両税の税収額は2015年より7.2億元の共有税の地方分の税収減少になった。税収に占める両税のウエイトも2015年より2.9%低い。企業所得税と個人所得税は今までと同様にその60%が中央に配分される。

第3に、2016年には、大連の地方独立税は市税収全体の21.2% (103.2億元) である。その中の不動産関連諸税は、大連の経済成長と不動産市場の拡大に伴って急速に増加している。2016年の大連市の不動産関連諸税は同19.7% (91.9億元) である。大連市の地方独立税に占める割合は19.7%である。高い比重を占める契約税（不動産取得税）は同5.5%である。これは98年以降の住

表7 大連市の税収構造 (2015-2016)

(単位: 億元 (%), 決算)

	2015	2016
地方税収 (億元) (%) 1)	473.10(100)	486.62(100)
四税合計 (A+b+c+d)	333.36(70.5)	328.4(67.5)
①付加価値税	81.67(17.3)	153.81(31.6)
②サービス消費税	147.05(31.1)	67.63(13.9)
③企業所得税	75.88(16.0)	76.07(15.6)
④個人所得税	28.76(6.1)	30.89(6.4)
補完的諸税	139.73(29.5)	158.23(32.5)
⑤城鎮土地使用税	16.98(3.6)	17.66(3.6)
⑥契約税	26.04(5.5)	26.8(5.5)
⑦不動産税	25.83(5.5)	25.25(5.2)
⑧耕地占用税	3.89	4.58(1.0)
⑨土地増価税	8.86	21.61(4.4)
⑤~⑨不動産関連諸税	81.60(17.2)	95.9(19.7)
⑩資源税	7.71	7.28(1.5)
⑪都市維持建設税	34.73(7.3)	38.58(7.9)
⑫印紙税	8.57	9.1(1.9)
⑬車船税	7.12	7.37(1.5)
⑭煙葉税	—	—
⑮その他税収収入	—	—

出所: 『中国財政年鑑』2016年版, 2017年版により作成。

表8 2016年の大連市の地方税体系

(単位: %, 決算)

地方税 (地方独立税+共有 税の地方分)	地方独立税 (市税収全体に占めるウエイトは, 21.2%)
	1) 城鎮土地使用税 (3.6%) 2) 契約税 (5.5%) 3) 不動産税 (5.2%) 4) 耕地占用税 (1.0%) 5) 土地増価税 (4.4%) 6) 車船税 (1.5%)
	共有税の地方分 (市政府分) (市税収全体に占めるウエイトは, 78.8%)
	1) 付加価値税 (増値税) (市税収全体に占めるウエイトは31.6%) 2) サービス消費税 (営業税) (同13.9%) 3) 企業所得税 (同15.6%) 4) 個人所得税 (同6.4%) 5) 印紙税 (同1.9%) 6) 都市維持建設税 (同7.9%) 7) 資源税 (同1.5%)

注: 共有税の地方分と大連市の地方独立税の数値は『中国財政年鑑』2017年版による。

宅商品化と大都市不動産市場の拡大に伴って契約税などの資産課税の税収が高いことによる。大連は遼寧省だけでなく東北三省における大都市であるので、その不動産価格が高騰し不動産市場が発展していることを示す。³⁰⁾大連市も個人住宅の保有段階にある不動産税（日本の固定資産税）が課税されていない。

上述した分析からみると、大連市は遼寧省のみならず、東北三省においてもその財政規模と財政的自立性が高い都市である。大連市の高い地方税の規模は大連市の公共サービスや社会保障の財源の充実さに結び付く。一般会計収入における中央政府から計画単列都市である大連市への財政移転のウエイトは遼寧省のそれより低い。2016年に中央政府から大連市への財政移転は、大連市の一般会計収入の12.3%を占め、中央から遼寧省への財政移転の29%より16.7%低い。

大連市の税収構造について、主要税である付加価値税、サービス消費税、企業所得税、個人所得税の4税は大連市税収全体の67.5%、不動産関連5税は同19.7%を占める。大連市の地方税体系も地方独立税と共有税の地方分から構成される。中央から大連へ配分された共有税の地方分の比重が高く、2016年の共有税の地方分は市地方税収全体の78.8%に達している。そのうち、共有税の地方分である付加価値税とサービス消費税の中央・地方間の配分には大きな変化がある。2016年に付加価値税の大連市への配分は大連市全税収の31.6%に達しており、2015年の同17.3%より14.3%高い。またサービス消費税は地方独立税の役割を果たしてきたが、2016年にその大連市への配分は市全税収の13.9%に低下した。これは2015年の同31.1%より17.2%下がった。これは、2012年から試験的に行われたサービス消費税から付加価値税への統一によるものである。この両税の統合によって大連市のこの両税の税収額は2015年より7.28億円の税収減少になった。市全税収に占める両税のウエイトも2015年より2.9%低い。2016年に、大連の地方独立税は21.2%である。その中の不動産関連諸税は、大連の経済成長と不動産市場の拡大に伴って急速に増加している。2016年の大連市の不動産関連諸税は市税収全体の19.7%に達している。大連市も個人住宅の保有段階にある不動産税（日本の固定資産税）が課税されていない。

おわりに

以上、1994年分税制実施以降の中央と地方の税源配分と地方税体系および地方税の地位を検討したうえで、遼寧省と大連市を対象に省級政府、大都市政府の税収構造と地方税体系の現状について考察した。上述した分析から現行の中国の地方税体系の現状と課題は次のように整理できる。

第1に、税源配分について、中央政府への税源配分は50%以上という高い水準にあるが、地方政府は国民生活と深いかわりのある教育、社会保障、インフラ整備などに必要な公共サービスに関する支出の85%以上（85.4%、2016年）を分担している。都市開発、都市化の進展に伴い、地方政府はそれに相応しい都市サービスを提供しなければならない。中央から省級政府への財政移転は大きな役割を果たしている。

第2に、中国の地方税体系は地方独立税と共有税の地方分からなる。地方独立税は全税収に占めるウエイトは12.1%（2016年）であり、共有税の地方分のウエイトは同37.5%である。中央独立税は全租税収入（中央+地方）に占めるウエイトは12.4%、共有税の中央分は同38%である。

中国の地方税も中央税も共有税中心であると言える。

第3に、共有税は全税収に占めるウエイトは高く、75%以上(2016年)に達している。そのうち、共有税の中央分は37.9%で、共有税の地方分は37.5%となっている。これは今までの共有税の中央分は高く、地方分は低いという状況から変化して中央と地方はほぼ同じ比重となっている。これは実質的な地方独立税であるサービス消費税から付加価値税への統一によるものである。

この両税の統一によって、付加価値税とサービス消費税の中央・地方間配分率には大きな変化が見られる。2016年の付加価値税の中央分は53.9%、地方分は46.1%となっている。これは1994年分税制改革以降、実施されてきた中央75%、地方25%の配分率より大きく変わったことである。2016年の付加価値税の地方分は従来の25%前後から46.1%へと高くなった。

サービス消費税は実質的な地方独立税の地位を維持してきたが、この両税の統一によって、2016年にはサービス消費税の地方分は従来の98%以上の配分率から88.4%へと低下した。これは2012年から試行的に実施された両税の統一より効果が出てきたといえる。そのほか、企業所得税の配分率について中央は64.9%であり4.9%高くなった

第4に、中国の地方独立税の比重がまだ低い。普遍性、安定性と応益性などの地方税原則に基づく地方税体系として、財産保有税である家屋税が課税されることが望ましいが、まだ実現していない。

第5に、遼寧省について、地方税を中心とする遼寧省の自主財源は吉林省と黒竜江省両省より相対的に高い。また吉林・黒龍江両省より中央政府から遼寧省への財政移転が相対的に低い。遼寧省は地方税の規模が大きく財政的自立性が高いので、省内の義務教育、公共サービスや社会保障などのナショナルミニマムの高い水準を保っている。教育、社会保障と雇用、住宅保障、都市農村社区支出、及び交通運輸などの国民生活とかかわる経費は遼寧省の一般公共財政支出全体の65%に達している。国有経済の比重の高い遼寧省では、社会保障と雇用、医療衛生費は財政支出におけるウエイトが高い。

遼寧省の地方税体系は地方独立税と共有税の地方分からなり、中央から遼寧省へ配分された共有税の地方分の比重が高い。それは省地方税収全体に占めるウエイトは75%(2016年)に達している。共有税の地方分である付加価値税とサービス消費税の中央・地方間の配分には変化が見られた。付加価値税の遼寧省への配分は省税収全体の31.7%に達している。これは2015年の同17.3%より14.4%高い。サービス消費税は実質的な地方独立税の役割を果たしてきたが、2016年のサービス消費税の遼寧省への配分は省税収全体の14.2%に低下した。

遼寧省の税収全体に占める地方独立税の割合は24.7%であり、そのうちの不動産関連諸税の税収は最も大きく、省政府の税収全体の22.8%を占める。これは大都市の不動産価格が高く不動産市場が発展していることを示す。個人住宅の保有段階にある不動産税(日本の固定資産税)が課税されていない。

第6に、大連市は東北三省においても財政規模と財政的自立性の高い都市である。それは大連市の公共サービスや社会保障財源の充実さに結び付く。中央政府から大連市への税収還付と財政移転のウエイトは遼寧省のそれより低い。2016年に中央政府から大連市へのそれは市の一般会計収入の12%を占め、中央から遼寧省への財政移転の29%より16.7%低い。

主要税である付加価値税、サービス消費税、企業所得税、個人所得税の4税は大連市税収全体

の67.5%，不動産関連5税は同19.7%を占める。大連市の地方税体系は地方独立税と共有税の地方分からなる。中央から大連へ配分された共有税の地方分の比重が高く、市地方税収全体の78.8%（2016年）に達している。そのうち、共有税の地方分である付加価値税とサービス消費税の中央・地方間の配分には大きな変化がある。2016年に付加価値税の大連市への配分は大連市全税収の31.6%に達しており、2015年の同17.3%より14.3%高い。またサービス消費税は地方独立税の役割を果たしてきたが、2016年にその大連市への配分は市全税収の13.9%に低下した。これは2015年の同31.1%より17.2%下がった。この両税の統合によって大連市の両税の税収額は2015年より税収減少になった。市全税収に占める両税のウエイトも2015年より2.9%低い。大連の地方独立税は21%（2016年）である。不動産関連諸税は、市税収全体の19.7%に達している。大連市も個人住宅の保有段階にある不動産税が課税されていない。

第7に、中国では『地方財政法』、『地方税法』のような法律は整備されていない。「集権分散型財政システム」の下で、中央政府は共有税の立法権だけでなく、地方税の立法権は基本的に中央政府にある。中央政府は政府間の財政権（支出と課税の権限）配分の主導権を持ち、地方政府は税率の調整、新しい地方税の創設、減免税措置などの課税自主権を持っていない。

中国の地方税体系の改革課題は次のように提示する。まず地方独立税の割合を高め、地方政府の財政的自立性を強化するために、中央政府は一部の課税権を地方政府に与えることである。これは地方政府が新しい税源を増やすのみならず、全国统一立法の下で地方の実情に対応できないという矛盾を解決することにつながる。また、地域の教育、社会保障などのサービスの水準を高め、地方税体系を整備するために、個人住宅の保有段階にある不動産税を導入すべきである。さらに現代地方税体系を構築するために、『地方財政法』、『地方税法』のような法律の整備が求められる。

今後の研究課題としては、サービス消費税（営業税）から付加価値税（増値税）への統合による税源配分や省内、大都市内の税源配分について検討する必要がある。

注

- 1) 分税制改革の評価について「曹瑞林, 2004」, 「曹瑞林, 2008」, 「高培勇, 2014」 「曹瑞林, 2016」などを参照。
- 2) 国と地方の税収配分は、「表1, 中央と地方の税収配分の推移」, 参照。
- 3) 公共財政支出全体に占める地方公共財政支出の比重は、[曹瑞林, 2016], 『中国財政年鑑』2017年版による。2016年度の中央から地方への財政移転が中央一般公共財政支出に占める割合は『中国財政年鑑』2017年版264頁による。
- 4) 分税制以降の中国の地方財政調整について [曹瑞林, 2016], 参照, 公共財政支出全体に占める地方公共財政支出のウエイトは『中国財政年鑑』各年版による。
- 5) 2016年の中央税と地方税の割合は、『中国財政年鑑』2017年版による。
- 6) 2016年の中央税と地方税の割合は、『中国財政年鑑』2017年版による。
- 7) 現行の中央税体系と地方税体系にある2016年の中央税と地方税の割合は、『中国財政年鑑』2017年版による。
- 8) 2014年の共有税の割合は「表2 2015年中央と地方の税源配分」, 参照。
- 9) 税収の立法権と現行の税法について [馬海濤, 2014] 93-101頁, [呉旭東等, 2009], [上海金融学院都市財政と公共管理研究所編著, 2014] 75-77頁, 参照。

- 10) 中央政府が税収立法権の集中について「馬海濤, 2014」93-101頁による。
- 11) 2016年の遼寧省の一般公共会計収入は「表3」, 2015年の遼寧省の一般公共会計は『中国財政年鑑』310頁による。
- 12) 依存財源と自主財源は, 「表3, 遼寧省の一般会計収入」, [曹瑞林, 2004], 参照。
- 13) 吉林省と黒竜江省の自主財源について『中国財政年鑑2017年版』301-302頁による。
- 14) 2016年の遼寧省の一般公共財政収入は, 『中国財政年鑑2017年版』299頁による。
- 15) 2016年の遼寧省の一般公共財政支出は, 『中国財政年鑑2017年版』299頁による。
- 16) 遼寧省の一般会計収入は, 「表3 遼寧省の一般会計収入」, 参照。2017年から遼寧経済はマイナス成長からプラス成長への転換が実現した。2018年の遼寧経済は平穏の中で良い方向へ向かっている。
- 17) 中央政府から吉林省と黒竜江省への財政移転額について『中国財政年鑑2017年版』301頁, 302頁による。
- 18) 遼寧省の財政支出における社会保障負担が高いことについて [曹瑞林, 2012], 財政移転について「表3」, 参照。
- 19) 遼寧省の地方債発行について「表3 遼寧省の一般会計収入」, 参照。今まで財政部が代行して地方債を発行してきたが, 地方政府の債務問題を規範化するために, 国務院が2014年9月に「地方政府性債務管理の強化に関する意見」を公布した。この中では地方政府に対する地方債を発行する際の指針が打ち出された。最も注目されたのは地方政府が自主的に債券を発行できるようになったことである。地方政府による債券の自主的発行には, 政府の信用をもとに, 資金調達コストの抑制, 地方政府債務の明確化・透明化および中央政府による債務リスクに対するコントロールの強化などの特徴がある。
- 20) 遼寧省の主要税と不動産関連税は, 「表4 遼寧省の税収構造 (2015-2016)」, 参照。
- 21) 遼寧省の地方税収構造について「表4 遼寧省の税収構造」, 参照。
- 22) 吉林, 黒竜江両省の税収動向は『中国財政年鑑』301-302頁, 参照。
- 23) 不動産関連諸税は「表4 遼寧省の税収構造」, 参照。
- 24) 大連市の主要経済指標は「大連市国民経済と社会発展統計公報」各年版による。
- 25) [曹瑞林, 2004], 「表6 大連市の一般会計収入 (2015-2016)」, 参照。
- 26) 大連市の一般公共財政支出の内訳について『中国財政年鑑』2017年版300頁による。
- 27) 大連市の自主財源と地方税の規模は「表6 大連市の一般会計収入 (2015-2016)」参照。
- 28) 中央政府から大連市への財政移転は「表6 大連市の一般会計収入 (2015-2016)」参照。
- 29) 大連市の地方債務収入とその発行は, 「大連市2016年本級決算に関する報告」, 参照。
- 30) 大連市の主要税と不動産関連税は, 「表7 大連市の税収構造 (2015-2016)」, 参照。

〈参考文献〉

- 馬海濤主編『中国分税制改革20周年：回顧と展望 (中国分税制改革20周年：回顾与展望)』経済科学出版社, 2014年6月
- 王振宇「地方財政の持続可能な発展の道の選択 (地方財政可持续发展的路径选择)」(『中国経済時報』2015年10月11日)
- 馬国強主編『中国税収』(第5版), 東北財経大学出版社, 2015年9月
- 劉佐著『中国税制概覽』(第17版), 経済科学出版社, 2013年2月
- 高培勇著『财税体制改革与国家統治の現代化 (财税体制改革与国家治理现代化)』社会科学文献出版社, 2014年6月,
- 白彦峰著『課税権配置論—中国における課税権の縦方向区分の問題に関する研究 (税収配置論—中国税収縦向划分問題研究—)』中国財政経済出版社, 2006年12月
- 神野直彦『財政学』有斐閣, 2002年

- 内山昭編著『分権的地方財源システム』法律文化社，2009年1月
- 宮本憲一・鶴田廣巳編著『セミナー現代地方財政』勁草書房，2008年11月
- 伏見俊行，楊華（2013）『中国税の基礎知識』税務研究会出版局
- 林宏昭・楊華編著『日本の税制論』清文社，2019年1月
- 曹瑞林『現代中国税制の研究—中国の市場経済化と税制改革』御茶の水書房，2004年10月
- 「中国における中国における2段階地方財政調整の研究—省級地方政府による地方財政調整を中心に—」『立命館経済学』，2016年3月
- 「中国の省級財政・大都市財政の自立性と省級地区ミニマム」『財政と公共政策』2012
- 関志雄『中国 新常态の経済』日本経済新聞出版社，2015年10月
- 石原信雄・島津昭監修／地方財務研究会編集『六訂 地方財政小辞典』ぎよせい，平成23年6月，
- 田原芳幸〔編著〕『図説日本の税制』平成28年度版，財経詳報社
- 『中国財政年鑑』各年版
- 『中国統計年鑑』各年版
- 「2015年中央と地方予算執行状況と2016年中央と地方予算草案に関する報告」
- 「遼寧省国民経済と社会発展統計公報」各年版
- 「遼寧省2015年予算執行状況と2016年予算草案に関する報告」
- 「遼寧省2016年予算執行状況と2017年予算草案に関する報告」
- 「遼寧省2017年財政決算に関する報告」
- 「大連市国民経済と社会発展統計公報」各年版
- 「大連市2013年予算執行状況と2014年予算草案に関する報告」
- 「大連市2014年予算執行状況と2015年予算草案に関する報告」
- 「大連市2015年予算執行状況と2016年予算草案に関する報告」
- 「大連市2016年本級決算に関する報告」
- 「大連市2017年本級決算に関する報告」